



2022年5月26日 第2022-18号

【発行】 J A M

【発行責任者】 中井寛哉

【編集】 総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

公正取引委員会 荷主 19 名に対する立入調査を実施

5月25日公正取引委員会は、荷主と物流事業者との取引に関する調査結果について公表した。

書面調査の結果を踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案について、荷主19名に対する立入調査を実施した。

調査概要は、荷主30,000名、物流事業者40,000名を対象として書面による調査を実施し、それぞれ38.1%、46.7%の回答率となっている。

問題につながるおそれのある事例としては、次の事例を示した。

(1) 不当な給付内容の変更及びやり直し

・荷主は、物流事業者に対し、10時間以上の待機をさせたが、待機料金を支払わなかった。(食料品製造業)

(2) 代金の支払遅延

・荷主は、社内連絡が滞ったことによる事務処理の遅れが原因で、物流事業者への支払が本来の支払月よりも1か月遅れた。(家具・装備品製造業)

(3) 代金の減額

・荷主は、物流事業者に対し、毎月の支払額から一律5%減じた金額を支払っていた。(非鉄金属製造業)

(4) 不当な経済上の利益の提供要請

・荷主は、物流事業者に対し、「協力金」との名目で、数万円の金銭を提供させた。(飲食料品卸売業)

(5) 買ったたき

・荷主は、物流事業者からの契約金額の交渉の要望を門前払いし、最初(40~50年前)に契約した金額を継続して据え置いている。(設備工事業)

公正取引委員会は、今後の対応について違反行為の未然防止に向けた取組を進めていくとともに、違反行為に対しては厳正に対処していくとしている。

JAMは、「価値を認めあう社会へ」の取り組みを労使で行っており、すべての関係者と協議により相互の価値を確認していくことを基本としている。一方的な押し付けなどが起こらないように注意が必要となる。

(1) 注意喚起文書を送付した荷主の業種別内訳

業種名		荷主数	割合
製造業	食料品製造業	35名	43.7%
	生産用機械器具製造業	31名	5.5%
	化学工業	30名	4.7%
	金属製品製造業	20名	3.1%
	電気機械器具製造業	15名	2.3%
	輸送用機械器具製造業	15名	2.3%
	その他	134名	20.9%
卸売業、小売業		220名	34.3%
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	60名	9.4%
	機械器具卸売業	46名	7.2%
	その他の卸売業	30名	4.7%
	飲食料品卸売業	27名	4.2%
その他	その他	57名	8.9%
	協同組合	68名	10.6%
	総合工事業	21名	3.3%
その他	52名	8.1%	
合計		641名	100%

(注) 業種名は、日本標準産業分類(平成25年10月改訂 総務省)による。割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。

(2) 注意喚起文書を送付した荷主の行為類型別内訳

行為類型	件数	割合
不当な給付内容の変更及びやり直し	351件	47.6%
代金の支払遅延	161件	21.8%
代金の減額	92件	12.5%
不当な経済上の利益の提供要請	44件	6.0%
割引困難手形の交付	38件	5.2%
買ったたき	26件	3.5%
報復措置	21件	2.8%
その他	4件	0.5%
合計	737件	100%

(注) 複数の行為類型で注意喚起文書の送付を受けた荷主が存在するため、合計の件数は上記(1)の荷主数641名とは一致しない。割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。